平成16年６月14日

株　主　各　位

東京都江東区有明三丁目１番地２５
アルゼ株式会社
代表取締役社長　岡　田　和　生

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成16年６月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区台場２丁目６番１号
　ホテルグランパシフィックメリディアン
　地下１階「パレロワイヤル」
(末尾記載の会場案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

３．会議の目的事項

報告事項　第31期（自平成15年４月１日　至平成16年３月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第１号議案　第31期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（27頁から28頁）に記載のとおりであります。

第３号議案　取締役５名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第６号議案　株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（32頁から34頁）に記載のとおりであります。

以　上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

営　業　報　告　書

〔自　平成15年４月１日〕
〔至　平成16年３月31日〕

Ⅰ．営 業 の 概 況

１．営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、中国経済の躍進を始めとする世界経済の影響を受け、一部の輸出業種を中心に回復基調を示しており、株価においても日経平均株価指数が期初の8,000円近辺から当期末には12,000円近辺まで上昇するなど、企業の業績改善を反映した海外投資家による日本株の見直しが見られました。

一方、雇用情勢そして所得状況は、力強さを欠いております。またイラク情勢やイスラエル問題、そして世界各地でのテロリズムの勃発や原油価格の異常高騰による影響は、日本経済のみならず、世界経済の先行きを不安に感じさせる状況下にあります。

当業界におきましては、以前から顕著でありましたパチンコホールの規模による二極分化の現象が進行しております。多くの大型店の業績は好調で出店が目立つ一方で、小規模店舗の撤退が進んでおります。また、パチンコホールの店舗件数が減少する中、遊技機の設置台数は横ばいに推移しており、このことは店舗の大型化が進んでいることを示しております。

このような状況のもと、当社は、前期に引き続き、組織的開発力を強化するために、組織体制と組織システムを構築してまいりました。更に、当期は、開発、製造、営業等の収益の核となる部門を中心に、人材能力の適正な配置と人材育成を実施してまいりました。それにもかかわらず、開発企画の人材の適正な配置判断の誤りを起こした結果、「ゴールドＸ」の製品上の不具合が生じ、当期の営業活動に不振をもたらしたこと、また、返品に起因する影響を大きく受け、当社単体での売上高は79,491百万円（前期比33.0％減）、経常利益は9,738百万円（前期比76.0％減）、当期純利益は1,723百万円（前期比91.6％減）となり、残念ながら売上高、利益ともに大きく落ち込みました。

品目別売上高の内訳につきましては、次のとおりであります。

	品目	金額	前期比	構成比
製品	パチスロ・パチンコ・パチコン機	71,522百万円	63.7%	90.0%
	アミューズメント機	2,803	186.8	3.5
	小計	74,326	65.3	93.5
その他	部品	1,225	106.0	1.5
	ロイヤリティー収入他	3,939	108.6	5.0
	小計	5,164	108.0	6.5
合計		79,491	67.0	100.0

連結業績につきましては、連結売上高101,077百万円（前期比26.7%減）、連結経常利益8,399百万円（前期比79.5%減）となりました。また、返品在庫の分解再投入に伴う処分損失や投資有価証券評価損などによる特別損失5,821百万円を計上したことにより、連結当期純利益は156百万円（前期比99.1%減）となりました。

連結業績における事業セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

〔パチスロ・パチンコ事業〕

パチスロ事業において、当社は組織的開発の強化に取り組んでまいりましたが、人材配置での誤りから「ゴールドＸ」の不具合の発生を招きました。その代替機として投入した「ゴールドＸＲ」については、同機の過度なペナルティー制御が製品本来の遊技特性とその魅力を半減させてしまい、下期以降の販売の不振を招きましたが、当社は、製品チェック体制を含む、人材配置での大幅な変更を断行し、今後、同様の不具合が再発する可能性を排除いたしました。

第４四半期には、売上利益確保のために、「シンドバッド」の積極的な販売を行いました。また、新製品の開発に注力するとともに、在庫の利用を促進することでコスト削減及び在庫圧縮を図ることができました。しかしながら、パチスロ事業における販売台数は、中間発表での実績にかかわらず、返品の影響もあり250,559台に激減いたしました。

パチンコ事業については、次期に発売される画期的な全面液晶パチンコ機の製品開発に注力したことと、更にパチスロのソフトに不具合が発生した影響により、17,679台の販売となりました。

以上の結果、当期におけるパチスロ・パチンコ事業の売上高は、74,766百万円（前期比35.4%減）、営業利益は15,475百万円（前期比68.5%減）となりました。

〔不動産事業〕

不動産に関わる規制緩和は大規模開発を促し、都心の人口増加を招きました。そのため、不動産業全体としては、小型オフィスビルの空室率が高いものの、都心部の住居用と商業用不動産は、人口集中の結果を受けて活性化しています。

このような状況の中、不動産事業の売上高は1,005百万円（前期比75.1%増）、営業利益は360百万円（前期比10.7%減）となりました。

効率の良い不動産収支を検討した結果、大阪市中央区道頓堀にアミューズメント施設や20店を超える飲食店が入居している、複合型商業施設「アルゼ道頓堀ビル」を当期末にオープンいたしました。これらのテナント収入が、次期から本格的に賃貸事業の業績に寄与してまいります。

〔アミューズメント施設運営事業〕

昨今のアミューズメント施設市場では、中小店舗が撤退する一方で大手オペレーターを中心とした積極的な大型店舗の出店が行われるなど、施設の大型化が顕著となっております。主要オペレーターは施設の大型化や店舗数の拡大により、売上の減少が阻止できたものの、全体としての売上高は横ばいに推移しております。また、個別施設での目新しさがなく、店舗間の競争は激化しております。

このような状況の中、アミューズメント施設運営事業は、新規店５店舗の出店、既存店10店舗のリニューアルと増床２店舗の積極的な投資を行いました。その一方で、非効率店２店舗を閉鎖し、当期末の全直営店舗数は65店舗（前期比３店舗増）となっております。新規店の出店と不採算店の撤退を通して、売上は前期比を保持したものの、計画値を下回りました。その結果、当期におけるアミューズメント施設運営事業の売上高は16,945百万円（前期比0.6%増）、営業利益は3,672百万円（前期比4.7%減）となりました。

次期は、人気ゲーム機を積極的に投入するとともに、メダルゲーム機への新規顧客の開拓と固定客の定着率向上に向けた、積極的な施策を推進してまいります。

〔ゲーム機器事業〕

業務用機器を大別すると、クレーンゲーム、メダルゲーム、オンラインビデオゲームに分かれます。更に、目新しいゲーム機の誕生が、活性化には欠かせない業界であるにもかかわらず、当期は、目新しいゲーム機が少なく、競争は引き続き厳しいものとなりました。このような中、当社はアミューズメント施設に安定した収益をもたらすメダルゲーム機を中心に、開発・販売するとともに、次期に市場投入予定のオンラインゲームの開発を推進いたしました。また、大型メダルマスゲームの開発にも積極的に取り組み、国内用のみならず、海外カジノ機に転用し、販売する計画も立てております。当社は、引き続き独創性、先進性の高い製品開発に注力し、製品ラインアップの

拡充を図ることにより、国内市場でのシェア拡大に取り組んでまいります。
一方、家庭用ゲームソフトの国内市場は、携帯電話のコンテンツに押され、客離れが現象として見られます。そのため、全体としての出荷本数が伸び悩んでおります。海外市場でも、ハードの普及が一巡し、ゲームソフトの市場規模は微増傾向に留まっております。
家庭用ゲームソフト事業は、本格ＲＰＧゲームソフト「シャドウハーツⅡ」を発売し、約15万本の販売を達成いたしました。今後は、海外での販売も予定しており、同ソフトの更なる拡販を目指します。また、パチスロシミュレーション・ゲームソフト「花火百景」の販売が10万本以上を達成いたしました。
以上の結果、当期におけるゲーム機器事業の売上高は5,567百万円（前期比90.2％増）、営業損失は282百万円（前期営業利益111百万円）となりました。

〔その他の事業〕

その他の事業におけるパチンコホール設計・デザイン・施工管理事業の営業実績は大型パチンコホール等の内外装工事の受注増で、初期の目標を大幅に上回りました。また、ＣＳ放送事業における当期の営業実績は、平成15年９月に視聴会員数が10万人の大台を突破し、当期第４四半期には、営業黒字を達成いたしました。その後も、順調に視聴者数が伸びていることから、当事業は、次期の営業黒字が確実視されます。
以上の結果、当期におけるその他の事業の売上高は2,792百万円（前期比42.7％増）、営業損失は701百万円（前期営業損失1,568百万円）となりました。

２．会社が対処すべき課題

当期は「ゴールドＸ」の不具合による影響を大きく受け、株主の皆様には大変なご心配をおかけいたしましたが、次期は皆様のご期待に応えるため、万全の体制で臨む覚悟でございます。
次期には、風俗営業法の改正が７月１日より施行されます。この改正により、パチンコ機は概ね従来の規制が緩和され、一方で、パチスロ機については若干の規制の強化が言われております。しかしながら、各メーカーとも、パチンコ機、パチスロ機の申請機種の許認可において、非常に厳しい状況下にあります。このことは、各メーカーにとり、許認可される機種の保有数確保が、次期の業績を左右する要因となっております。
当社は現在、パチンコ機、パチスロ機ともに、業界の動向及び他社申請状況の分析に基づき、計画的、戦略的な申請を実行することで、許認可済み機種数において優位な位置を確保しております。次期における当社の開発計画は、パチンコ機が12機種、パチスロ機が20機種を予定しており、継続的な申

請を行ってまいります。販売計画についてはパチンコ機を45万台、パチスロ機については20万台の販売を計画しており、当社は、市場の状況を的確に判断し、パチスロ機からパチンコ機へと、主軸を切り替えた販売戦略を展開してまいります。

このパチンコ事業の拡大を実現するため、全面液晶及び、透明アクリル板を用いた盤面構造への革新、ＡＩ（人工知能）機能の搭載など、当社開発の要素技術を結集させた、パチンコ業界においては画期的な新型パチンコ機「エアビジョン」を完成し、市場への導入を図ってまいります。また、当社は、今後のパチスロ機市場の将来を鑑み、顧客の機器入れ換えコストの低減を可能にするレンタル事業にも本格的に取組み、レンタル専用機の開発及び、パチスロ事業における新しい事業形態を確立してまいります。

このための販売組織の改革として、事業形態に対応した営業組織の拡充と人材育成を行い、拡販に向けた万全の販売体制を整えました。更に当社は、市場にインパクトのある商品を継続的に生み出し、それを効果的に販売する組織体制を構築するために以下の課題に取り組んでまいります。

① 人材育成の強化

戦後の混乱の貧しさから脱却し、最も早く経済成長したために、豊かで成熟した社会が到来いたしました。この時代の社会に、人が追いつけないのか、それとも技術やシステムが進みすぎたのか定かではないのですが、いずれにしても、豊かさの中で、日本古来の文化であった「恥」の精神を過去に置き忘れてしまったように見受けられます。生き恥をさらすなといった教えはなくなり、「恥」に由来する責任感を持つ人が少なくなりました。初対面でも、控えめな挨拶がなされ、世界の中で見れば、日本人のおくゆかしさが評価された時代があったのです。

日本文化と呼ばれるものは、国家や社会、組織のための「恥」の基準があったのに違いないのです。しかしながら、豊かで成熟した現在の日本は、フリーターといわれる人たちが多くなっています。今は、その基準を個人あるいは、自分自身を基準としています。そこに、当然起きることは、興味のないことに責任を持たないという身勝手さと呼べるものがあります。

組織の管理者としては、とても管理とは言えないレベルの難問でもあります。とは言っても、会社組織が動くには、豊かさの中で成長した社員を使うしかないのです。いまこそ、社員の育成が必要な時代はありません。価値観の違いを嘆くのではなく、理解して、意識を育成し、責任感を持たせることを「アルゼの文化」としてまいります。このような企業文化を通じて、人材育成を図り、営業力の強化と、意識と責任感から育まれるコストダウンを実現してまいります。

② **システムの強化**

世界競争の時代においては、組織が最も効率を追いかけなければなりません。コンピュータは、計算とデータの記録において、人間の能力を超えた高速な処理能力を持ちます。ＩＴは通信システムです。コンピュータのオペレーターを必要とせずに、営業からの契約発注が、直接、工場と経理に転送され、部材発注から支払い、納品までが統一化されたシステムとして完成されてきました。

第２次ＩＴ化の到来は、更に、このシステムの完成度を底上げするでしょう。今後、当社は、このシステムにＡＩ（人工知能）と会話エンジンを搭載し、豊かな社会の次世代においても、最先端の技術を駆使した、ＡＩ・ＩＴコンピュータ・システムの開発構築を推し進めてまいります。

③ **技術力の強化**

平成15年３月期は透明液晶パチスロ機「アルゼディスプレイ」を開発し、平成16年３月期は全面液晶パチンコ機「エアビジョン」を開発いたしました。このように、最新の技術を駆使し、常に革新的な新製品を連続して開発してまいりました。振り返れば、18年前に業界におけるパチスロの基準を作り上げたのも当社でした。これまでも、従来の技術に甘んじることなく、常に新しい技術に果敢に挑戦してまいりました。第２次ＩＴ化の到来においても、新しい通信システムを提起し、最も優れたＩＰ電話システムのソフトを提供したのも当社グループです。

また、一方では、素材研究として、新しい素材による熱電素子の研究を行っております。更に、パチンコ機の「エアビジョン」において、透明盤面を使用する中で、汚れを除去するための光触媒を応用するなど、技術開発の範囲とその研究内容を更に強化してまいります。

④ **特許戦略の推進**

国際競争が激化する中で、安価な労働力を活用することが有利になったり、最先端の技術力が有利になったり、その国の立場や状況によって変わりますが、いずれにしても国際競争は、ますます激化する時代になりました。

当社グループとしても、競争社会の中で有利な能力を持たなければ生き残ることができません。そのために、知的財産の創出と保護の重要性を認識し、特許等の知的財産の早期発掘・出願の体制作りを進めてまいりました。その結果、当社は、平成16年３月期においては期首目標の1,200件を超える1,487件の出願を達成しており、平成17年３月期においては、1,700件の出願を目指しております。当社が取得した特許及び特許出願中の技術は、競合他社と比較して極めて有効で実利的な内容であります。

また、平成16年３月期に出願した特許数において、自社製品に既に実施済

み、又は実施予定の特許が全体の出願数の40%強を占めております。当社は、これらの有効特許を最大限自社製品に適用し、製品付加価値を向上させることで、他社製品と比較して、アイデアや技術面での差別化を図り、当社グループに係るすべての事業における優位性を確保してまいります。更に、特許ライセンスによる収益確保を目的とした特許活用戦略及び権利侵害に対する権利行使戦略の推進を積極的に行ってまいります。

当社は、全社一丸となって以上の課題を確実に実行し、収益目標の達成及び企業価値の増大に邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3．資金調達の状況

当社は平成16年３月に資金の安定性確保を目的に、15,000百万円を借り入れました。また資金調達の機動性確保を目的に金融機関３行と総額30,000百万円の協調融資枠設定契約（シンジケート方式によるコミットメントライン）を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4．設備投資の状況

当期中における設備投資額は2,522百万円であり、主なものは次のとおりであります。

製造本部	機械装置	640百万円
製造本部	金型	691百万円
本社	工具器具備品	327百万円
製造本部	建設仮勘定（未検収金型分）	576百万円

上記の設備投資資金は、すべて自己資金にて調達しております。

５．営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第 28 期 (平成12年度)	第 29 期 (平成13年度)	第 30 期 (平成14年度)	第 31 期 (平成15年度)
売　上　高(百万円)	161,343	83,465	118,615	79,491
経常利益(百万円)	79,904	24,996	40,622	9,738
当期純利益(百万円)	34,715	13,727	20,488	1,723
1株当たり当期純利益　(円)	424.62	171.36	253.21	21.56
総　資　産(百万円)	161,949	151,170	188,457	173,342
純　資　産(百万円)	123,432	131,104	147,849	144,250

（注）１．第28期は、合併による自己株式4,680,000株の消却を行ったため、発行済株式数は80,195,000株に減少しております。
２．第29期より、「１株当たり当期純利益」は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。
３．第30期より「１株当たり当期純利益」の算定に当たっては「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
４．当期につきましては、「Ⅰ．営業の概況１．営業の経過及び成果」のとおりであります。

Ⅱ．会 社 の 概 況（平成16年３月31日現在）

１．主 要 な 事 業 内 容

(1) 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び輸出入
(2) 音声・映像のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売
(3) コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売
(4) 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
(5) ゲーム用機器の試験研究、企画、開発、製造、販売
(6) 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
(7) 上記各号に付帯する一切の事業

２．事 業 所 及 び 工 場

・本　　社　東京都江東区
・営 業 所

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
北海道営業所	札幌市中央区	静岡営業所	静岡県静岡市
青森営業所	青森県青森市	名古屋営業所	名古屋市東区
仙台営業所	仙台市宮城野区	大阪営業所	大阪市中央区
郡山営業所	福島県郡山市	京都営業所	京都市下京区
北関東営業所	栃木県宇都宮市	金沢営業所	石川県金沢市
水戸営業所	茨城県水戸市	神戸営業所	神戸市中央区
新潟営業所	新潟県新潟市	広島営業所	広島市南区
埼玉営業所	さいたま市大宮区	四国営業所	愛媛県松山市
東京営業所	東京都港区	福岡営業所	福岡市博多区
千葉営業所	千葉市美浜区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
神奈川営業所	横浜市中区		

・出 張 所

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
盛岡出張所	岩手県盛岡市	熊本出張所	熊本県熊本市
岡山出張所	岡山県岡山市	大分出張所	大分県大分市

・工　　場

名　　称	所　在　地
四街道工場	千葉県四街道市

3．株　式　の　状　況

(1) 会社が発行する株式の総数　324,820,000株
(2) 発行済株式の総数　80,195,000株
(3) 株　主　数　17,197名

4．大　株　主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
岡田和生	34,451,500株	43.1%	－株	－%
岡田知裕	24,143,000	30.2	－	－
岡田裕実	5,325,000	6.7	－	－
横塚ヒロ子	2,449,000	3.1	－	－
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	412,800	0.5	－	－
株式会社あおぞら銀行	300,000	0.4	－	－
バンカ　インテツサ　クライアンツ　オムニバス　アカウント	278,300	0.3	－	－

（注）当社は自己株式291,098株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記の大株主から除いております。

５．自己株式の取得、処分等及び保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	200,098株
取得価額の総額	736百万円

(2) 処分した株式　該当事項はありません。

(3) 失効手続をした株式　該当事項はありません。

(4) 決算期末において保有する株式

普通株式	291,098株

６．新株予約権の状況

(1) 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年６月27日
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の発行価額	無償

(2) 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成14年６月27日	
新株予約権の数	500個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の払込金額及び資本組入額	払込金額	3,020円
	資本組入額	1,510円
新株予約権の権利行使期間	自　平成16年６月27日	
	至　平成19年６月26日	
権利行使の条件	当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有する場合に限り行使することができる。ただし新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。	
消却の事由及び条件	①　当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ②　新株予約権の割当てを受けた者が、上記「権利行使の条件」に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間の終了後一括して行うことができるものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。なお、質入の処分をすることはできない。	

割当てを受けた特定使用人等以外の者の氏名又は名称並びに割当てを受けた新株予約権の数

地位又は職業等	氏名又は名称	新株予約権の数
当社取締役	岡田和生	30個
当社取締役	富士本淳	30個
当社取締役	松本和那(注)	5個
当社監査役	田村達美	2個
当社監査役	岸肇	2個
当社監査役	渕上正隆	2個

（注）　退任に伴い、権利を喪失しております。

割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数（上位13名）

区分	氏名又は名称	新株予約権の数
当社の使用人	及川麻子	30個
当社の使用人	原田宏一(注)	30個
当社の使用人	八重樫信夫	30個
当社の使用人	庄子善行	19個
当社の使用人	園田正久	10個
当社の使用人	石田光義	8個
当社の使用人	山下茂利	8個
当社の使用人	上畠正教	8個
当社の使用人	菅原徹	8個
当社の使用人	竹下登	8個
当社の使用人	江森和樹	8個
当社の使用人	大橋英樹	8個
当社子会社の使用人	藤井英明	8個

（注）　退職に伴い、権利を喪失しております。

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区分	当社の使用人	当社の子会社の取締役	当社の子会社の監査役	当社の子会社の使用人
新株予約権の数	406個	3	―	20
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	―	普通株式
目的となる株式の数	40,600株	300	―	2,000
付与したものの総数	151名	3	―	13

7．従 業 員 の 状 況

区　　分	従業員数(前期末比増減)	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　性	849名　(95名)	33.08歳	4.17年
女　　性	93名　(　8名)	30.08歳	4.17年
合計または平均	942名　(103名)	32.08歳	4.17年

（注）　役員及び嘱託者は、含みません。

8．企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱システムスタッフ	15百万円	100.0 %	不動産賃貸、ビル管理
㈱メーシー販売	20百万円	100.0	遊技機開発、製造、販売
㈱エレコ	10百万円	100.0	遊技機開発、製造、販売
㈱ミズホ	10百万円	100.0	遊技機開発、製造、販売
㈱セタ	1,787百万円	61.4	遊技機関連機器の開発、販売、ゲーム機器・ソフトの開発、販売
アドアーズ㈱	4,000百万円	59.4	アミューズメント施設運営、パチスロ機・周辺機器レンタル、各種施設開発・設計・施工
ARUZE USA, INC.	10ＵＳ＄	100.0	米国投資管理
日本アミューズメント放送㈱	382百万円	100.0	ＣＳ委託放送事業、ゲームソフトの開発
ワイズテック㈱	15百万円	90.9	遊技機の製造・板金プレス加工・板金金型・樹脂金型製造
㈱アドバンスト・コンバージェンス・テクノロジー	360百万円	70.0	情報通信・システム開発
ノーチラス㈱	10百万円	100.0	ゲームソフトの開発、映像開発
㈱フォレストエンターテイメント	25百万円	100.0	ゲームソフトの開発、映像開発
㈱ピートゥピーエー	222百万円	61.4	情報通信・システム開発事業

（注） ㈱フォレストエンターテイメント及び㈱ピートゥピーエーは、当期において株式取得により、子会社となりました。

(2) 企業結合の成果

当期の連結対象子会社は上記(1)の重要な子会社に記載の13社、持分法適用会社は１社であり、当期の連結売上高は101,077百万円（前期比26.7%減）、連結経常利益は8,399百万円（前期比79.5%減）、連結当期純利益は156百万円（前期比99.1%減）となりました。

９．主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
㈱あおぞら銀行	5,000百万円	300,000株	0.4%
㈱ＵＦＪ銀行	5,000	250,000	0.3
㈱三井住友銀行	5,000	200,000	0.3

10．取締役及び監査役

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業
岡田和生	代表取締役社長
富士本淳	常務取締役　開発本部長兼システム開発部長
大賀恭一郎	取締役　総合企画室長
堀義人	取締役　内部監査担当
森兼敏夫	常勤監査役
田村達美	監査役
岸肇	監査役
渕上正隆	監査役

（注）当期中の取締役、監査役の異動

１．平成15年６月26日開催の定時株主総会において、堀義人氏が取締役に選任され就任いたしました。

２．平成15年６月26日開催の定時株主総会において、森兼敏夫氏が監査役に選任され就任いたしました。

３．平成15年10月14日付をもって、松本和那氏は辞任により取締役を退任いたしました。

４．監査役田村達美氏、岸肇氏及び渕上正隆氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

取締役及び監査役に支払った報酬その他職務遂行の対価である財産上の利益の額

区　分	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	(注１) 5名	(注２) 322百万円	4名	(注３) 19百万円	9名	342百万円	
利益処分による役員賞与	(注１) 5名	(注４) 201百万円	4名	(注４) 3百万円	9名	205百万円	
計		524百万円		23百万円		547百万円	

（注）１．平成15年10月14日に退任した取締役１名を含んでおります。
２．株主総会の決議による報酬限度額は1,000百万円であります。（平成10年３月26日開催臨時株主総会決議）
３．株主総会の決議による報酬限度額は100百万円であります。
４．平成15年６月26日定時株主総会決議による利益処分に基づき支給されたものであります。

III．決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成10年度に係る税務更正処分につき平成16年４月27日付で東京地方裁判所へ法人税更正処分取消訴訟を提起いたしました。

詳細につきましては、貸借対照表　注記(7)偶発債務②をご参照ください。

貸借対照表

（平成16年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**86,727**	**流動負債**	**28,497**
現金及び預金	28,716	支払手形	6,230
受取手形	4,978	買掛金	2,657
売掛金	12,047	短期借入金	15,000
製品	7,955	未払金	1,817
原材料	6,070	未払費用	152
仕掛品	2,290	前受金	42
貯蔵品	108	預り金	59
前渡金	8,912	前受収益	2
前払費用	411	賞与引当金	294
繰延税金資産	303	債務保証損失引当金	2,074
短期貸付金	1,601	その他	166
追徴税額未決算勘定	2,002	**固定負債**	**595**
未収法人税等	9,292	預り保証金	595
未収消費税等	1,022	**負債合計**	**29,092**
その他	1,028	**資本の部**	
貸倒引当金	△ 13	**資本金**	**3,446**
固定資産	**86,614**	**資本剰余金**	**7,503**
有形固定資産	**16,416**	資本準備金	7,503
建物	3,739	**利益剰余金**	**135,117**
構築物	140	利益準備金	861
機械及び装置	2,814	任意積立金	115,125
車両運搬具	222	別途積立金	115,040
工具器具備品	2,187	特別償却準備金	85
土地	6,735	当期未処分利益	19,130
建設仮勘定	576	**株式等評価差額金**	**18**
無形固定資産	**1,269**	**自己株式**	**△1,835**
特許権	37	**資本合計**	**144,250**
ソフトウェア	704		
ソフトウェア仮勘定	504		
電話加入権	24		
投資その他の資産	**68,928**		
投資有価証券	89		
子会社株式	64,173		
子会社社債	300		
出資金	310		
長期貸付金	1,716		
破産更生債権等	692		
長期前払費用	76		
敷金保証金	921		
繰延税金資産	1,265		
その他	329		
貸倒引当金	△ 948		
資産合計	**173,342**	**負債及び資本合計**	**173,342**

損　益　計　算　書

〔自　平成15年４月１日
至　平成16年３月31日〕

（単位：百万円）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**		
		売上高		79,491
		営業費用		
		売上原価	46,991	
		販売費及び一般管理費	24,310	71,301
		営業利益		**8,189**
	営業外損益の部	**営業外収益**		
		受取利息	206	
		受取配当金	1,136	
		利用分量配当金	14	
		還付加算金	176	
		その他	103	1,636
		営業外費用		
		支払利息	22	
		その他	64	87
	経常利益			**9,738**
特別損益の部		**特別利益**		
		貸倒引当金戻入益	479	
		固定資産売却益	1	
		償却債権取立益	284	
		その他	18	783
		特別損失		
		固定資産除却損	7	
		投資有価証券評価損	1,170	
		子会社株式評価損	2,900	
		貸倒引当金繰入額	347	
		債務保証損失引当金繰入額	2,074	
		たな卸資産処分損	1,730	
		その他	183	8,411
税引前当期純利益				**2,110**
法人税、住民税及び事業税				**296**
法人税等調整額				**90**
当期純利益				**1,723**
前期繰越利益				**19,803**
中間配当額				**2,397**
当期未処分利益				**19,130**

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料、仕掛品　総平均法による原価法

② 貯蔵品　最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

また、平成10年４月１日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産　定額法

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の賞与の支給見込額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

なお当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当します。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法　　税抜方式によっております。

(7) 改正商法施行規則の適用　　当期から「商法施行規則の一部を改正する省令」による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しております。

貸 借 対 照 表 関 係

(1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(2) 子会社に対する金銭債権・債務

短期債権	4,474百万円
長期債権	1,551百万円
短期債務	1,729百万円
長期債務	175百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　　11,532百万円

(4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機の一部についてはリース契約により使用しております。

(5) 担保に供している資産

建物	208百万円
土地	166百万円

(6) 手形債権流動化による譲渡高	3,710百万円
上記のうち未収入金	575百万円

(7) 偶発債務

① 保証債務の残高

子会社の金融機関からの借入金に対する保証

㈱システムスタッフ　　14,823百万円

子会社の賃借人からの差入敷金・保証金の返還に対する保証

㈱システムスタッフ　　454百万円

② 平成10年度に係る税務更正処分の審査請求につき、東京国税不服審判所で審理されてまいりましたが、平成16年１月29日付で裁決がおりました。当該裁決の結果、更正所得金額は、当初の2,949百万円より16百万円減額された2,932百万円となりましたが、当社は本裁決を不服として、平成16年４月27日付で東京地方裁判所へ法人税更正処分取消訴訟を提起いたしました。訴訟の結果によっては上記金額に住民税及び事業税を加えた2,002百万円が損失になる可能性があります。

③ 当社の元役員真鍋勝紀氏の個人資産管理会社であるケイエム企業㈱より、当社と締結していた「株式売買予約契約書」に基づく同社所有のSigma Game, Inc.株式の譲渡に関して、当社が米国ゲーミングボードの許可を得られなかったために、株式の譲渡ができなかったとする違約金請求訴訟（請求額3,000万米＄）を平成14年10月31日付で東京地方裁判所に提起され、現在訴訟中であります。

④　当社は松竹㈱に対して、平成12年12月21日付で締結した映画買付に関する「共同事業基本契約」を平成14年２月７日付で合意解約したことにともない、当社から同社へ支払済みの最低保証分担金等653百万円の返還を求めて、平成14年12月20日付で東京地方裁判所へ不当利得返還請求訴訟を提起しております。訴訟の結果によっては前渡金勘定に計上されている映画出資金536百万円が損失になる可能性があります。

⑤　当社の元子会社㈱エス・エヌ・ケイ（現在破産手続中）のオーナーであった川崎英吉氏等より、当社が同人等を連帯保証人として㈱エス・エヌ・ケイに貸付けた10億円の保証債務は存在しないとして、平成14年10月17日付で大阪地方裁判所に債務不存在確認請求訴訟を提起されております。

これに対して当社は保証債務履行請求訴訟として反訴しております。なお、上記貸付金10億円は前期までに貸倒償却を完了しており、これによる損益への影響はありません。

また、同氏等より㈱エス・エヌ・ケイが破産したのは当社が資金援助を打ち切ったことによるものとして、平成14年10月28日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟（訴額6,791百万円）を提起されております。

これに対して㈱エス・エヌ・ケイの破産による当社の60億円以上の損失は同氏等による意図的なものであるとして、平成15年５月12日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しております。

⑥　当社の元子会社である㈱エス・エヌ・ケイ（現在破産手続中）から全ての著作権を譲り受けたと主張する㈱ＳＮＫプレイモアは、当社が企画・開発・製造・販売したパチスロ機及びゲームソフト等に関して、著作権侵害等の損害賠償請求訴訟（請求額5,668百万円）を平成14年３月26日付で大阪地方裁判所に提起しております。当該訴訟について平成16年１月15日付で著作権等の無断使用に当たるとの中間判決が出されました。

これに対して、当社は同社㈱ＳＮＫプレイモアに対して著作権の譲渡は共同不法行為に基づく違法なものであるとして、平成15年５月12日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しております。

(8) 資産に時価を付することにより増加した貸借対照表の純資産額18百万円は、商法施行規則第124条第３号の規定により、配当に充当することが制限されているものであります。

損益計算書関係

(1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(2) 子会社との取引高

営業取引	売上高	3,367百万円
	営業費用	5,493百万円
営業以外の取引		1,086百万円

(3) １株当たり当期純利益　21円56銭

利　益　処　分　案

（単位：円）

科　　目	金　　額
当期未処分利益	19,130,198,760
任意積立金取崩額	
特別償却準備金取崩額	18,076,269
計	19,148,275,029
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金 〔１株につき30円〕	2,397,117,060
次期繰越利益	16,751,157,969

（注）　平成15年12月19日に2,397,117,060円（１株につき30円）の中間配当を実施しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成16年５月28日

アルゼ株式会社
取締役会　御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員　公認会計士　原　田　恒　敏　㊞

代表社員
関与社員　公認会計士　安　田　弘　幸　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成15年４月１日から平成16年３月31日までの第31期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

また、営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成15年４月１日から平成16年３月31日までの第31期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成16年６月３日

アルゼ株式会社監査役会

常勤監査役　森　兼　敏　夫　㊞

監　査　役　田　村　達　美　㊞

監　査　役　岸　　肇　㊞

監　査　役　渕　上　正　隆　㊞

（注）監査役田村達美、監査役岸肇及び監査役渕上正隆は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

議決権の行使についての参考書類

１．総株主の議決権の数　798,782個

２．議案及び参考事項

第１号議案　第31期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類24頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金は、株主重視の観点から利益還元に努め、継続的、安定的な配当を実施することとし、当期の業績、経営環境等を総合的に勘案して、１株につき30円とさせていただきたいと存じます。

なお、すでに中間配当として１株につき30円をお支払いいたしておりますので、通期の配当金は、１株につき60円となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

1) 平成15年４月１日に施行された「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）により、株主総会特別決議の定足数を総株主の議決権の３分の１以上とすることが認められるなどの改正が行われました。これに伴い、現行定款第12条の変更を行うものであります。

2) 平成15年９月25日施行の「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）により、従来の定時株主総会の決議による自己株式の取得のほか、新たに定款の定めにより取締役会の決議をもって自己株式を取得することが可能となりましたので、将来の経営環境の変化に即応した経営施策を取ることができるよう、第５条の次に第６条を新設し、併せて第６条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

3) その他、必要な表現方法等の修正を行い、条文の整備を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株　式 （新　　設）	第２章　株　式 第６条（自己株式の取得） 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。
第６条～第11条　（条 文 省 略）	第７条～第12条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条（決議） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。	第13条（決議） （現行どおり）
（新　　設）	②商法第343条の規定によるべき株主総会決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもって決する。
第13条～第39条　（条 文 省 略）	第14条～第40条　（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役大賀恭一郎氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、新任の２名を含めて取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	岡田和生 (昭和17年10月３日生)	昭和44年12月　ユニバーサルリース株式会社設立 代表取締役社長就任 昭和48年６月　ユニバーサル技研株式会社（現アルゼ株式会社）設立　代表取締役社長就任（現任） ［他の会社の代表状況］ UNIVERSAL DISTRIBUTING OF NEVADA,INC.　代表取締役社長	34,451,500株
2	富士本　淳 (昭和33年３月29日生)	昭和60年10月　株式会社セタ設立　代表取締役社長就任 平成13年６月　当社入社　常務取締役（現任） ［他の会社の代表状況］ 北京アルゼ開発有限公司　代表取締役社長	23,900株
3	堀　義人 (昭和21年３月17日生)	昭和45年４月　松下電器産業株式会社　入社 平成２年12月　当社　入社 平成３年１月　当社　管理本部総務部　部長 平成８年１月　当社　経営企画室　次長 平成15年４月　当社　内部監査室　室長 平成15年６月　当社　取締役（現任）	28,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
4	原　旭 (昭和21年１月22日生)	昭和43年４月　株式会社住友銀行　入行 平成６年10月　同行　上野支店　支店長 平成９年11月　日本管材センター株式会社　入社　常務取締役 平成10年12月　株式会社清建社　入社　業務本部長 平成11年１月　同社　常務取締役 平成16年３月　当社　入社　営業本部長（現任）	－
5	澤田宏之 (昭和28年10月19日生)	昭和58年６月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ　マネージャー 昭和61年６月　株式会社コーポレイト・ディレクション　取締役 平成６年６月　タワーズ・ペリン株式会社　取締役副社長 平成８年10月　株式会社ジェミニ・コンサルティング　代表取締役 平成15年４月　ジェネックス・パートナーズ株式会社　取締役会長（現任） ［他の会社の代表状況］ ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社代表取締役	－

（注）１．取締役候補者岡田和生氏は、UNIVERSAL DISTRIBUTING OF NEVADA,INC.の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し、不動産賃貸等の取引関係にあります。

２．取締役候補者富士本淳氏は、北京アルゼ開発有限公司の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社の株式を100％保有しております。

３．上記１、２以外の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

４．取締役候補者澤田宏之氏は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役の要件を満たしております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役森兼敏夫氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
吉井紘一 (昭和18年５月８日生)	昭和37年４月　松下電器産業株式会社　入社 昭和63年４月　松下電池工業株式会社　乾電池事業部部長 平成５年１月　松下ゴーベル電池株式会社　代表取締役社長 平成９年６月　松下電池工業株式会社　取締役　経理・監査担当 平成11年６月　同社　常務取締役　管理部門長 平成14年７月　当社　入社　管理本部長（現任） 平成15年３月　ノーチラス株式会社　代表取締役社長	400株

（注）１．候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

２．候補者吉井紘一氏は、平成16年６月７日付をもって、ノーチラス株式会社の代表取締役社長を退任しております。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成15年10月14日をもって取締役を退任されました松本和那氏及び本総会終結の時をもって取締役を退任されます大賀恭一郎氏並びに監査役を退任されます森兼敏夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、退職慰労金の具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
松　本　和　那	平成14年６月　当社取締役 平成15年10月　退任
大　賀　恭一郎	平成13年６月　当社取締役（現任）
森　兼　敏　夫	平成15年６月　当社監査役（現任）

第６号議案　株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、以下の要領により当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行することにつきご承認をお願いするものであります。

（新株予約権の要領）

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500個（新株予約権１個当たりの目的となる株式数100株。但し、株式分割又は株式併合を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の午後３時現在における直近の売買価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、１円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で株式を発行（時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行は除く。）する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は発行価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年７月１日から平成21年６月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。

② 当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位も退任及び退職等により喪失した場合、ただちに権利を喪失するものとする。

③　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

④　新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。

⑤　その他の条件については、本総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と対象の当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

①　当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で消却することができる。

②　本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、(7)①又は⑤の定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。但し、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間の終了後一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以　上

メ　モ　欄

第31期定時株主総会会場のご案内

会　　場　〒135-8701　東京都港区台場２丁目６番１号
ホテルグランパシフィックメリディアン
地下１階「パレロワイヤル」
電話（０３）５５００－６７１１

最 寄 駅　新交通ゆりかもめ　「台場」駅徒歩１分
りんかい線　　「東京テレポート」駅徒歩10分

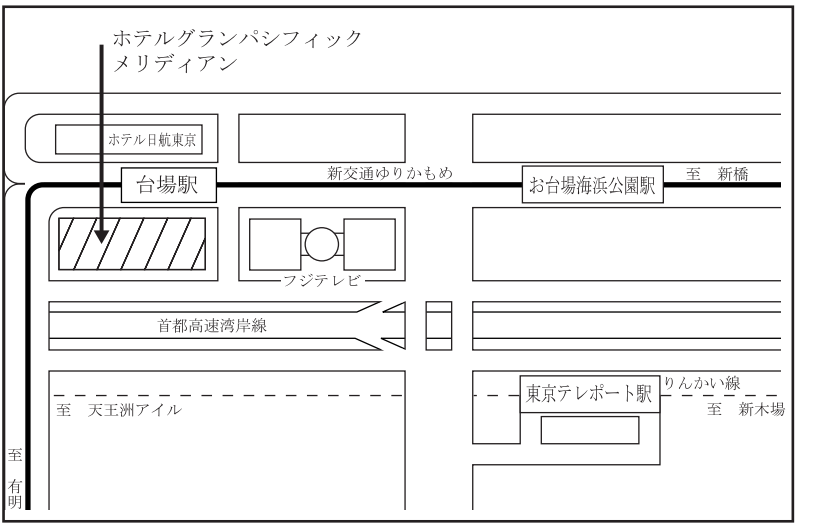

なお、駐車場設備が充分ではありませんのでなるべく公共の交通機関をご利用ください。

第 31 期定時株主総会決議ご通知

平成 16 年 6 月 29 日午前 10 時開催の当社第 31 期定時株主総会におきまして、当社第 31 期営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を報告し、また、第 31 期利益処分案につきましては、原案どおり承認されました。